

## ○キャンパス・ハラスメント防止・対策に関する規程

平成14年4月1日

制定

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 駒澤大学（以下「本学」という。）は、基本的人権の尊重、法の下での平等などを定める日本国憲法、教育基本法、労働基準法、労働施策総合推進法、育児介護休業法、男女雇用機会均等法及び男女共同参画社会基本法等の精神に則り、キャンパス・ハラスメントを防止することにより、本学を構成するすべての者が個人として尊重され、快適な学園環境のもとでの学生の就学、教職員の就業を保障することを目的とし、また、かかる就学・就業環境が害され、あるいは害される恐れがある場合に適切にそれに対処するため、キャンパス・ハラスメント防止・対策に関する規程（以下「本規程」という。）を定めるものとする。

#### (適用範囲)

第2条 本規程は、本学に在籍する学部学生・大学院生（聴講生、科目等履修生、研究生、外国人留学生等を含む。以下「学生」という。）、教員・職員（非常勤講師、課外活動指導員、嘱託、アルバイト、派遣職員、委託職員等を含む。以下「教職員」という。以下、学生と教職員を合わせて「構成員」という。）に適用する。

#### (定義)

第3条 本規程におけるキャンパス・ハラスメントとは、次に掲げるものをいう。

##### (1) セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反して行われる性的言動により、構成員に不利益を与え、又は学生の就学環境若しくは教職員の就業環境を害する行為をいう。

##### (2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究活動上指導的立場にある者が、その指導を受ける者に対して、その意に反する差別的な言動や指導上許容されない言動をすることによって、構成員に不利益を与え、又は学生の就学環境若しくは教職員の就業環境を害する行為をいう。

##### (3) パワー・ハラスメント

優越的な関係を背景とした、教育・研究上又は業務活動上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、構成員に不利益を与え、又は学生の就学環境若しくは教職員の就業環境を害する行為をいう。

(4) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産等に関する言動及び妊娠・出産・育児・介護等に関する制度又は措置の利用に関する言動により構成員に不利益を与え、又は学生の就学環境若しくは教職員の就業環境を害するような行為をいう。

(5) SOGIハラスメント

相手の意に反して行われる性的指向又は性自認に関する言動（相手の許可なく性的指向又は性自認を第三者に暴露することを含む）により、構成員に不利益を与え、又は学生の就学環境若しくは教職員の就業環境を害する行為をいう。

(6) その他のハラスメント

前各号のほか、教育、研究、学習又は勤務などの場面において、社会通念上認められている行為の範囲を超えて、相手の意に反する言動により構成員に不利益を与え、又は学生の就学環境若しくは教職員の就業環境を悪化させる行為をいう。

- 2 就学環境とは、正常な勉学、課外活動及び研究活動を主に指すものとする。
- 3 就業環境とは、正常な就労及び適切な業務命令に基づく業務の遂行を指すものとし、教員の場合は、教育活動及び研究活動を含むものとする。
- 4 第1項第1号から第5号までの具体的内容は、司法機関又は行政機関の判断等を基準として例示するとともに、それを適切な方法によって構成員に周知するものとする。

（相談、申立て）

第4条 構成員は、本条各項に基づき、キャンパス・ハラスメントに係る相談及び申立てをすることができる。構成員が相談及び申立てをするときは、本規程に定める相談窓口又は相談員に対して行うものとする。また、構成員によるハラスメントを受けた構成員でない者についても同様とする。

- 2 相談を受けた相談窓口又は相談員は、明らかにキャンパス・ハラスメントに該当しないと認められる場合を除き、相談者に第5条第3項に規定するキャンパス・ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）への申立てを希望するか確認しなければならない。なお、この申立てを行った相談者を申立者とする。
- 3 前2項にかかわらず、修了、卒業、退学、離職等をした構成員は、在学中又は在職中に起きたハラスメントに対して、本規程に基づき、相談窓口相談及び申立てを行うことができる。
- 4 前3項の相談及び申立ては、キャンパス・ハラスメントの被害者に限らず、他の構成員が行うこともできる。ただし、被害者でない者が相談をした場合、対策委員会は、被

害者本人の意向、プライバシーへの影響、被害者が受けているキャンパス・ハラスメントの性格・態様、他の構成員やキャンパスの秩序に与える影響の程度等を総合的に考慮して本規程に基づく手続を進めるか否かを判断し、手続を進めることが必要と判断した場合には、手続を進めることについて被害者の理解を得るよう努めると共に、被害者のプライバシー等に十分に配慮しながら進めるものとする。

- 5 本学管理下で行われた職務又は修学上の行為における構成員でないものによる構成員に対するハラスメントについても、本規程を準用し、解決に必要な措置を講ずるように努める。

(委員会、相談員の設置)

第5条 本学は、キャンパス・ハラスメントの防止を目的として、キャンパス・ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を設置する。

- 2 本学は、キャンパス・ハラスメント問題に対処するために、キャンパス・ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）数人を置き、受付のための相談窓口を設ける。
- 3 本学は、相談員又は相談窓口からの報告に基づき、問題解決のための措置並びに対処方法の検討、決定及び実施をする委員会として、キャンパス・ハラスメント対策委員会を設置する。
- 4 対策委員会からの答申に基づき、教職員の懲戒に関する事項を審議するため、キャンパス・ハラスメント懲戒委員会（以下「懲戒委員会」という。）を設置する。

(問題解決の原則)

第6条 本学は、キャンパス・ハラスメント問題解決のための必要な措置を迅速かつ適正に行うとともに、原則として申立てを受けてから4ヶ月以内に対処方法又は問題解決に向けた経過を、当該申立てを行った申立者に報告するものとする。

(守秘義務)

第7条 第5条の定めにより設置される対策委員会の委員、相談員及び本規程の運用に係る者（以下「関係者」という。）は、申立者、被申立者（キャンパス・ハラスメントの行為者として申立者によって申し立てられた者をいう。）及び調査協力者のプライバシー保護に十分配慮しなければならない。

- 2 関係者は、任期中はもとより、任期後も任務遂行に際して知り得た情報を正当な理由なく他に漏らし、又は私事に利用してはならない。

(二次的災害の防止)

第8条 本学は、本規程に基づく手続を進めるにあたり、申立者、被申立者及び調査協力

者の人権に配慮し、二次的キャンパス・ハラスメントが起こらないようその防止に努めるとともに、必要な措置を講じるものとする。

(不利益取扱の禁止)

第9条 本学の関係者は、キャンパス・ハラスメントに対する相談、調査への協力、その他キャンパス・ハラスメントに関して正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(虚偽の申立て等の禁止)

第10条 本学の構成員が、キャンパス・ハラスメントの相談、調査等において、悪意又は重大な過失により虚偽の申立てや証言を行ったことが判明したときは、第26条第2項に準じて、懲戒委員会へ報告するものとする。

(当事者関与の禁止)

第11条 次の各号のいずれかに該当し、本規程の運用に関与することが自己の利益と相反するおそれがある者は、当該事案に係る本規程の運用に一切関与できないものとする。

- (1) 当該事案の申立て者及び被申立者
- (2) 当該事案の調査の結果により実質的に不利益を受ける者
- (3) 被申立者と親族関係にある者
- (4) その他、公正な調査や是正措置等の検討の実施を阻害しうる者

2 当該事案に係る本規程の運用に関与する者は、自己の利益と相反する恐れがある場合、直ちに対策委員会へ申し出るものとする。

3 前項の申し出がなかったにもかかわらず利害関係を有することが判明した場合は、本規程第29条の規定を準用する。

4 第2項の申し出があった場合でも対策委員会の議を経て承認された時は、申し出た者も運用に関与できるものとする。

## 第2章 防止委員会

(防止委員会)

第12条 防止委員会は、学長のほか、本学専任教職員の中から学長が委嘱する次の委員によって構成する。

- (1) 各副学長
- (2) 総務局長及び財務局長
- (3) 各学部長等及び法曹養成研究科長
- (4) 総務部長

- (5) 人事部長
  - (6) 教務部長
  - (7) 学生支援センター所長
  - (8) 専任職員のなかから4人
- (防止委員会委員の任期)

第13条 学長及び前条第1号から第7号の委員の任期は、各委員の役職に応じ、その在任期間とする。

- 2 前条第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- (防止委員会の任務)

第14条 防止委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) キャンパス・ハラスメント防止の基本的な政策に関する事項
  - (2) キャンパス・ハラスメント防止のための研修及び啓発活動に関する事項
  - (3) 相談員の指名
  - (4) その他防止委員会が必要と認めた事項
- (防止委員会の運営)

第15条 防止委員会の委員長は学長とし、副委員長は各副学長、総務局長及び財務局長とする。

- 2 防止委員会の委員長に事故あるときは、前もって定められた順位にしたがって、防止委員会の委員に代行させることができる。
- 3 防止委員会の委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。
- 4 防止委員会は、委員の過半数の出席により成立し、その議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 防止委員会は、必要と認めたときは、専門家の出席を求めることができる。

### 第3章 相談員、事務局

(相談員)

第16条 相談員は、教職員の中から防止委員会が指名し、学長が委嘱する。

- 2 相談員の氏名、学内連絡場所は、年度初めに公表する。
- (相談員の任期)

第17条 相談員の任期は、2年とし再任を妨げない。

(相談窓口等)

第18条 相談窓口は、次のいずれかとする。なお、この他に相談窓口は外部へ委託するこ

とができる。

- (1) 相談員
- (2) 学生支援センター学生支援相談課学生相談室
- (3) ハラスメント専用留守番電話
- (4) ハラスメント専用 E-mailアドレス
- (5) ハラスメント相談フォーム（専任教職員用）

2 相談窓口は、第21条に定める事務局への連絡の役割をはたすものとする。

3 相談窓口以外の者が直接相談を受けた場合は、本人の了承を得たうえで速やかに事務局へ連絡を行うものとする。

（相談員の任務）

第19条 相談員は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 相談者及び申立者からの相談に応じること。
- (2) 相談者及び申立者に対し事案に応じた助言を行うこと。
- (3) 相談者が本学の対応を求めるとき、又は相談員が事実関係の調査、問題解決のための本学の対応等の必要を認め、申立者が了承したときは、事案を事務局に報告すること。
- (4) 防止委員会に活動状況を報告すること。

2 相談は、性差に配慮した複数の相談員で行うものとし、誰が相談に応じるかは、申立者の意向を十分に尊重する。

（研修）

第20条 相談員及び学内相談窓口に関わるものは、任務の遂行上必要な研修を受けなければならない。

（事務局）

第21条 相談員の連絡調整、対応策協議等を目的として事務局を設け、人事部に置く。

2 事務局は、第19条第1項第3号の報告に基づき、対策委員会に問題解決のための対応について、判断を要請しなければならない。

3 事務局は、対策委員会の決定及び指示に基づき、連絡調整、事務処理等を行う。

#### 第4章 対策委員会

（対策委員会）

第22条 対策委員会は、学長のほか、学長が委嘱する次の委員によって構成する。

- (1) 各副学長

- (2) 総務局長
- (3) 総務部長
- (4) 人事部長
- (5) 教務部長
- (6) 学生支援センター所長
- (7) 各学部長等、法科大学院研究科長のなかから 2人
- (8) 申立者及び被申立者の所属する学部長等又は事務部長
- (9) 専任教員のなかから 4人
- (10) 専任職員のなかから 4人

2 対策委員会は、事案に応じて、外部の専門家に委員を委嘱することができる。ただし、法人と顧問契約にある弁護士は除くものとする。

3 委員の構成は、性差比を考慮の上、行うものとする。

(対策委員会委員の任期)

第23条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、2期4年を超えないものとする。

2 役職によって委嘱された委員の任期は、その在任期間とする。ただし、前条第1項第8号を除く。

(対策委員会の任務)

第24条 対策委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) ハラスメントに関する申立てへの対応に必要な調査の方針及び方法を検討、決定し、調査すること。
- (2) 前号において決定した調査方法に必要な調整を事務局に指示すること。なお、前号の検討において、申立者又は被申立者の所属する機関において対応することが適切と判断した場合は、対策委員会は、事務局に対し、当該機関の長へ事案を報告して対応させるよう指示するものとする。
- (3) 第1号の検討において、学内での対応が困難と判断した場合には、外部の専門家にこれをゆだねる。
- (4) 外部の専門家が調査を実施するにあたり必要な学内情報を専門家に提供すること。  
なお、専門家から調査を実施するにあたり必要なものとして追加情報を求められた場合、対策委員会は、正当な理由がない限り、これに応じる。
- (5) 個別の事案について、対策委員会による調査結果及び外部の専門家からの調査報告

内容書に基づき、懲戒に該当するか検討し、判断する。なお、判断するための事実認定を行うにあたり、当該事案にかかる行為者に対し、弁明する機会を与えなければならない。

(6) 外部の専門家からの調査報告内容に疑義を認めた場合、他の専門家に再調査を依頼する。

(7) 対策委員会で検討・決定した内容について執行理事会議へ報告する。

(対策委員会の運営)

第25条 対策委員会の委員長は学長とし、副委員長に各副学長、総務局長とする。

2 対策委員会の委員長に事故あるとき又は第11条の規定により対策委員会の運営に関与することができないときは、前もって定められた順位にしたがって、対策委員会の委員に代行させることができる。

3 対策委員会の委員長は、対策委員会を運営し、その議長となる。

4 対策委員会の委員長は、任務の遂行上必要な場合は、対策委員会の議を経て、委員以外の者の協力又は、事案によっては専門家の意見を求めることができる。

5 対策委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、その議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第5章 措置

(措置)

第26条 対策委員会は、対策委員会による調査結果及び専門家からの調査報告内容等に基づき、直ちに解決のために必要な措置をとるものとする。

2 前項の措置について、懲戒を伴う場合は、学生については学則に基づき、また、教職員については懲戒委員会の議に基づき、厳正な処分を行うものとする。

## 第6章 懲戒委員会

(懲戒委員会)

第27条 懲戒委員会の構成は、次のとおりとし、当該懲戒処分事案が発生した場合、学長が委嘱する。

(1) 学長

(2) 各副学長

(3) 総務局長

(4) 各学部長等のなかから 3人

(5) 総務部長

- (6) 人事部長
- (7) 教務部長
- (8) 学生支援センター所長

(懲戒委員会委員の任期)

第28条 委員の任期は、当該事案の処分が終了するまでとする。

(懲戒委員会の任務)

第29条 懲戒委員会は、対策委員会の答申に基づき懲戒処分に関する事項を審議する。

- 2 懲戒委員会は、必要により当該事案に関する専門家の意見を求めることができる。

(懲戒委員会の運営)

第30条 委員長は、学長とし、懲戒委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故あるとき又は第11条の規定により懲戒委員会の運営に関与することができないときは、前もって定められた順位にしたがって、懲戒委員会の委員に代行させることができる。
- 3 懲戒委員会の審議の決議は、構成委員の3分の2以上の賛成による。

(懲戒の種類及び程度)

第31条 教職員の懲戒は、その情状により次の区分に従って行う。

- (1) 譴責 始末書を取り将来を戒める。
- (2) 謹慎 20日以内の日を定めて自宅において謹慎させる。
- (3) 減給 労働基準法第91条の定める範囲内で行う。
- (4) 出勤停止 7日以内出勤を停止し、かつ、その期間の賃金を支給しない。
- (5) 諭旨退職 退職願を提出するように勧告し、これを提出しないときは懲戒解雇とする。
- (6) 懲戒解雇 解雇の予告をしないで即時解雇することがある。ただし、行政官庁の認定を受けないときは、労働基準法第20条の定めるところによる。

- 2 教員が前項第5号及び第6号に該当する場合は、当該学部等の同意を得て学長が行うものとする。

(該当者等の弁明)

第32条 当該事案にかかわる行為者は、懲戒委員会に出席して弁明を行うことができる。

- 2 懲戒委員会が必要と認めた場合、当該事案に関係する者は、懲戒委員会に出席し、陳述を行うことができる。

## 第7章 雑則

(事務所管)

第33条 本規程により設置された防止委員会及び対策委員会の事務所管は、人事部とする。

(改廃)

第34条 本規程の改廃は、防止委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程（平成12年4月1日制定）、セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口規程（平成12年4月1日制定）、セクシュアル・ハラスメントに関する調査委員会規程（平成12年4月1日制定）、セクシュアル・ハラスメント評価委員会規程（平成12年4月1日制定）及びセクシュアル・ハラスメント懲戒委員会規程（平成12年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年9月1日から施行する。